

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>2024年9月19日付け3省合同のWTO通報においては「Part housings, electrical wiring and cables for electrical and electronic products」と表現されているが、政令案では、ハウジング、電気配線、電気ケーブルなどの表現はなく、「部品」という非常に広い範囲で表現している。「部品」であれば、ネジ類も含むことになる。電気機器のハウジング部品、電気配線部品とすべきではないか？</p> <p>また、もし「部品」に範囲を広げたいのであれば、シンプルに「通電して機能を発揮する部品」としてはどうか？</p> <p>理由</p> <p>適正な定義と範囲で規制をするべき、および、対外的な発表との乖離を解消すべき。</p>	<p>令和5年11月17日の3省合同審議会の資料1-1(※1)に「※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。」と記載しているとおおり、製品の表現の仕方は変更していますが、指定する輸入禁止製品の範囲を変更しているものではありません。</p> <p>輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号(HSコード)を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HPに掲載の「(お知らせ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※2)において、今後公表する予定ですので、そちらをご確認ください。</p> <p>※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p> <p>※2 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p>
2	<p>本改正により、令第七条の表から「デクロンプラスを使用している電子機器及び電気機器の部品」は輸入できないこととなるが、海外に輸出したデクロンプラス含有の電子機器を、修理のため輸出先から我が国に輸入することは十分想定し得る。保守、修理等のために、返送することを前提</p>	<p>「デクロンプラスを使用している電子機器及び電気機器の部品」については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから、輸入禁止製品として指定することとされたものです。</p>

	<p>として一時的に輸入する場合は輸入禁止の対象とならないよう明示することが望ましいと考える。</p>	<p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）において、今後公表する予定です。</p> <p>※ 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p>
3	<p>政令案には「電子機器及び電子機器の部分品が含まれる」とあるが、弊社は産業装置を扱うため、保守サービス部品としてこれらの部分品を海外に提供したり、故障品を海外から輸入して解析をお願いしている。</p> <p>第1種特定化学物質の指定から各機器メーカーへ調査をかけても「国内向けのみで関係ない」「在庫が大量にあるため、すぐに対応できない」等の情報もあり、対応は進んでいない状態。</p> <p>具体的にどの部分が適用になるのか、在庫としてある場合も適用不可なのか、省令案はいつ出てくるのかによっては対応ができない状態にあると考える。</p> <p>電子機器の製造メーカーは多岐にわたり、最近では海外製の部品の組み合わせも含まれ、調査が追えないものもある。</p> <p>早急に具体的な追加指定物質が使用されている製品情報を公開し、メーカーが施行日より前倒しで対応できるようにお願いしたい。</p>	<p>「電子機器及び電気機器の部品」については、デクロランプラスが使用されている場合に、輸入が禁止される製品として、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に指定することとされたものであり、「国内にある国内向けの製品」や「国内に在庫としてある製品」については、本指定の対象ではありません。一方、輸入する「電子機器及び電気機器の部品」にデクロランプラスが使用されているかどうかについては、輸入者自身において確認していただく必要があります。</p> <p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）において、今後公表する予定ですので、そちらをご確認ください。</p> <p>※ 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p>
4	<p>化審法はその主旨として、化学物質そのものの製造、輸入、使用に関する規制を目的としており、その規制対象は、基本的には化学物質そのもので</p>	<p>「電子機器及び電気機器の部品」については、デクロランプラスが使用されている場合に、輸入が禁止される製品として、「化学物質の審査及び製</p>

<p>あり、成形品そのものは直接の規制対象ではないものの、成形品中に含まれる化学物質が特定の条件を満たす場合、例えば特定の有害性がある場合や環境中に放出される可能性がある場合、その化学物質については化審法の規制対象となることがあると承知している。</p> <p>いっぽうで、先に発生した電気・電子部品の供給ひっ迫に伴い、部品が大量に前倒し発注され、部品の購入者及び流通過程の卸しにはいまだ多くの在庫が滞留している。</p> <p>本政令が施行されると、これら在庫を未使用のまま大量に廃棄することになり、事業者にとって費用と廃棄手続きが大きな負担となる。</p> <p>また、規制対応部品の生産も軌道に乗っておらず、納期がかかっている。このため部品欠品により複合成形品の生産ができず、完成品メーカーにとって大きな機会損失が生じる。</p> <p>規制の趣旨は理解して賛同するところだが、複合的成形品の流通については猶予期間を更に取り上げていただけることを希望する。</p>	<p>造等の規制に関する法律施行令」に指定することとされたものであり、「国内に在庫としてある製品」については、本指定の対象ではありません。</p> <p>また、「国内に在庫としてある製品」の使用については、第一種特定化学物質が使用されている「製品」の使用であり、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>なお、化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日）」（※）の1（4）をご確認ください。</p> <p>※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf</p>
<p>5 2024年4月16日付の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328に係る措置（案）に関する意見公募の結果について」で公表された「（別添）ご意見と考え方」の「御意見の概要・4」に対する「御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方」として「既に接着剤が使用され硬化した『硬化済みの部品』の使用といった、『製品の使用』については、規制は適用されません。」との回答コメントがあり、硬化前の接着剤や塗料の使用は「製品の使用」では無い（＝第一種特定化学物質の使用になる）と読み取った。</p> <p>この解釈で間違いはないかご教授いただきたい。</p>	<p>「第一種特定化学物質の使用」とは、第一種特定化学物質を機械、機器その他の製品に組み込んだり、混入したりするような場合を意味していません。第一種特定化学物質が既に組み込まれ、又は混入された製品を使用することは、第一種特定化学物質が使用されている「製品の使用」であって、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません。</p> <p>今般の改正政令により「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」第7条の表に加えるとしている「テープ」等は、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品であって、国内においてこの製品を使用したとしても、上記のとおり、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません。</p>

<p>上記解釈の場合、デクロンプラスやUV-328が第1種特定化学物質として追加される政令第1条の施行日が令和7年2月頃、潤滑油や接着剤や塗料等が輸入禁止製品となる政令第7条の施行日が令和7年6月頃となっている。</p> <p>この場合、令和7年2月～6月の間で、輸入した接着剤や塗料などを使用した場合は、第1種特定化学物質の使用にあたり、法規の不整合が生じると思われる。</p> <p>また、輸入禁止とする製品にテープがあり、国内におけるテープの使用が「第1種特定化学物質の使用」になるのか困惑している（テープの使用前も使用後も化学物質の変化は大きく変化していないと思われる）為、パブリックコメントの意見回答時に明確にしていきたい。</p>	<p>なお、化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日）」（※）の1（4）をご確認ください。</p> <p>※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf</p>
<p>6 コメント1.</p> <p>第七条の表二十二. デクロンプラス「三. 電子機器及び電気機器の部品」について、我々は、4月17日公開の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における・・・デクロンプラス及びUV-328に係る措置（案）に関する意見公募の結果について」（以下「前回意見公募結果」）等を参考に、今回提案された「電子機器及び電気機器の部品」という文言を「電子機器の部品」及び「電気機器の部品」と理解しているが、この理解でよろしいか。</p> <p>経緯を知らない者や海外の当事者の誤解を避けるため、輸入規制対象の記載は、特に平易な文言にしていきたい。</p> <p>コメント2.</p> <p>第七条の表二十二. デクロンプラス「三. 電子機器及び電気機器の部品」について、前回意見公募結果によれば、「輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質</p>	<p>1. について</p> <p>「電子機器及び電気機器の部品」は、「電子機器の部品」と「電気機器の部品」を指します。</p> <p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※1）において、今後公表する予定ですので、そちらをご確認ください。</p> <p>※1 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p> <p>2. について</p> <p>輸入禁止製品の輸出統計品目番号（HSコード）については、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」</p>

安全室 HP に掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」において、今後公表する予定」とのこと。

我々は、根拠法が成立するまでガイダンス文書を正式発行できないことを理解しているが、成形品に影響がある場合は対象 HS コードリスト案の事前公開を希望する。

成形品のサプライチェーンは長く複雑であり、国外を含むサプライチェーンに準備いただくためのリードタイムが必要。これまでの化審法政令改正では、官報公布から輸入（輸出）禁止まで半年程度だが、1年程度の猶予があると、サプライチェーンの混乱をかなり避けられる。

コメント3.

第七条の表二十二. デクロンプラス「三. 電子機器及び電気機器の部品」について、成形品含有物質管理の実施可能な運用のため、化審法施行令改正前に製造済みの成形品、特にスペアパーツを輸入禁止対象から外していただきたい。

○理由1：化審法対象外である成形品を、輸入では規制することで発生する遵法判断のねじれによるサプライチェーンの混乱の回避のため。

デクロンプラスを含む成形品は、化審法の下で「第一種特定化学物質（以下、一特）が使用されている『製品の使用』」に該当するため、一特の使用に係る規制は適用されない。特に、前回意見公募結果によれば、「デクロンプラスが使用されている「補修用性能部品の使用」は、「一特が使用されている『製品の使用』」に該当するため、一特の使用に係る規制は適用されない。」とのこと。

（※2）において、今後公表する予定ですので、そちらをご確認ください。公表時期に係るご意見については参考にさせていただきます。

輸入禁止製品指定の施行日については、令和5年11月17日の3省合同審議会における公開での審議（※3）や、令和5年12月12日から令和6年1月10日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から6月後としています。

※2 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

※3 令和5年11月17日の3省合同審議会資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf

3. について

化審法では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該製品の回収等の措置を命ずることができるとの規定があるところ、デクロンプラスに関しては、令和5年11月17日の3省合同審議会において、「平成25年度から現在までに実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてデクロンプラスの環境リスク評価を実施した。その結果、環境濃度を基にした暴露量とデクロンプラスの毒性データを基にした人の有害性評価値・予測無影響濃度を比較し、現時点では、リスク懸念箇所は確認できなかった（参考資料1-3参照）。したがって、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。」とされました。

にもかかわらず、今回、製造済み成形品への配慮なく「電子機器及び電気機器の部品」が輸入規制の対象となることで、特にスペアパーツが輸入（輸出）できなくなると懸念している。

化審法が成形品中の一特の含有を禁止しない一方での輸出入規制は、遵法解釈のねじれを発生させ、サプライチェーンの混乱を招く。

○理由2：POPs 条約においては、製造済み製品は規制の対象外とされているため。

附属書 A 注釈 ii の 2 文目は次の通り：「ある化学物質に関連する義務についての効力発生の日以前に製造された又は既に流通している物品の成分として含有されている量の当該化学物質は、この附属書に掲げられているものとして取り扱わない。」

○理由3：輸出産業への影響可能性が大きいため。

日本の電機電子機器メーカーの多くは、一特を「グリーン調達基準書」等で禁止するため、成形品の輸入禁止の実影響は比較的低いと思われる。しかし、化審法の輸入禁止規定が、他の法規制、具体的には輸出規制に波及することにご留意いただきたい。

化審法は輸出を規制しないことは理解しているが、通常、化審法改正官報公布後 2、3 か月のうちに外為法輸出貿易管理令が更新され、輸入禁止品目と全く同じ品目が輸出禁止品目となる。輸出で成り立っている日本の産業界にとり、現在の化審法の輸入規制とミラーで設定される輸出貿易管理令の組み合わせでの輸出入管理は、問題が大きいと考えている。

化審法での輸入禁止が、これまでの事例どおり「輸出貿易管理令」にそのままコピーされた場合、化審法適用前に製造され、かつ、化審法の使用禁止に該当しない、日本国内で合法的に流通する製品も、スペアパーツも含め輸出禁止となる。

スペアパーツを必要とするような製品の多くの商流は、日本市場内で完結しない。製造済みのスペアパーツを日本から輸出不可となれば、一特が使

一方、「デクロランプラスを使用している電子機器及び電気機器の部品」については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから、輸入禁止製品として指定することとされたものです。

	<p>用されている製品の使用の輸出を規制しない第三国に製品（スペアパーツ）のハブを移転せざるを得ない。このような事態は、産業界にとっても、日本経済にとっても望ましくないと考える。</p> <p>○理由4：スペアパーツの規制は、循環型社会の目的に反するため。スペアパーツは製品寿命を延ばすことで、資源の節約に貢献する。</p>	
7	<p>産業機械などは耐用年数が長く、保守部品も古い物となる。これらの部品が製造された時期にはデクロランプラスや UV-328 が規制されておらず既にメーカーへの含有確認も出来ないのが現実。デクロランプラスと UV-328 については POPs 条約で認められているように産業機械などの交換用部品及び修理のための使用を除外用途として認めていただきたい。</p>	<p>「第一種特定化学物質の使用」とは、第一種特定化学物質を機械、機器その他の製品に組み込んだり、混入したりするような場合をいいます。第一種特定化学物質が既に組み込まれ、又は混入された製品を使用することは、第一種特定化学物質が使用されている「製品の使用」であって、「第一種特定化学物質の使用」にはあたりません。</p> <p>なお、化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日）」（※）の1（4）をご確認ください。</p> <p>※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf</p>
8	<p>デクロランプラスが使用されていて海外に保管している製品在庫について、規制日までに販売しきれない場合、廃棄物を最小限とするため国内に輸入し改修することになる。</p> <p>販売残となった製品は規制後に輸入されることになるので、このような規制に対応するための改修目的の製品輸入は対象外としてほしい。</p> <p>規制日以降に改修用製品の輸入が困難な場合、製品自体の廃棄となってしまう。</p>	<p>輸入禁止製品については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから、輸入禁止製品として指定することとされたものです。</p> <p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※）において、今後公表する予定です。</p>

		<p>※ 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p>
9	<p>弊社は、日本政府が特定された幾つかの化学物質を CSCL のクラス 1 物質として追加することに付き、産業界関係者等からのさらなる意見を求める新たな協議&パブリックコメントを募る事を開始されたことに感謝する。この件で弊社は、国連ストックホルム条約(ストックホルム)、別名 POPs 条約(残留性有機汚染物質条約)で採択された Dechlorane PLUS(「DP」)デクロランプラスに関する全ての例外を含めるよう日本政府に検討を求めるコメントを提出できる機会を頂き嬉しく思う。</p> <p>弊社は、グローバル事業展開する航空宇宙及び防衛企業の1つである。世界中に185,000人を超える従業員を擁する当社は、テクノロジーと科学の限界を押し広げ、世界をつなぎ、平和を守る方法の再定義を提案しているグローバル企業である。業界をリードしている弊社の3つの事業グループを通じて航空業界の発展、運用上の成功に向けた統合防衛システムのエンジニアリング、次世代のテクノロジーソリューション開発及びそれらを含む製品&システムの製造に取り組んでおり、世界中のお客様が最も重要な課題に対処できるよう支援している。</p> <p>弊社は、人間の健康と環境への悪影響を軽減しながら、お客様が求める高品質の製品とサービスを継続的に提供することに尽力している。当社の独自で社内統合されたグローバル化学物質(GCS)プログラムは、当社の製品と業務における化学物質のコンプライアンスとリスク削減の取り組みを指導している。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであって、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。</p> <p>その上で、第一種特定化学物質の使用については、他のものによる代替が困難で、かつ、当該第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを、例外的にエッセンシャルユースとして認めています。</p> <p>デクロランプラスのエッセンシャルユースの指定に当たっては、令和5年5月開催のストックホルム条約締約国会議においてデクロランプラスを廃絶対象とすることが決定されたことを受けて、令和5年11月17日の3省合同審議会における審議(※1)、令和5年12月12日から令和6年1月10日にかけてパブリックコメントにより意見募集、当該意見募集を踏まえた令和6年7月19日の3省合同審議会における審議(※2)など、様々な検討の末に、改正政令案に規定されている用途を指定することとされたものです。</p> <p>※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>

DP は、A&D 業界の特定の「ニッチ」製品アプリケーションにおいて依然として使用されている。DP は A&D 企業が意図的な成分として選択しているわけではない。そのようなアプリケーション及び設計に使用されているのは、DP を含むサプライヤーからの配合(多くの場合、数十年前に採用を開始その後継続して認定 & 使用されている)に依存しているためである。これらの配合は、非常に具体的なパフォーマンス基準を満たすように設計されている。A&D 製品は、世界で最も過酷な環境にさらされている。高度、温度、圧力、降水量など、これらに限定されない極端な環境で、通常長期間正常に動作する必要があるが、可能な限り最高の技術的信頼性と安全要件を維持確保する必要がある。

A&D 製品に DP が含まれている例:

航空エンジンの製造と修理

DP はエンジン製造業者が使用する有機材料システム(「材料」)に難燃剤として含まれている。現在の使用領域は、エンジン製造、世界市場(民間、商業、防衛/国家安全保障)で稼働中のエンジンの修理に影響を及ぼしており、例えば日本へのエンジン又はエンジン部品の輸入も含まれる。

DP 含有材料は、複数のメーカーが製造するさまざまな航空機エンジン部品で使用されている。DP 採用で影響を受ける部品には、ジェットエンジンのファンブレードの摩耗性ラブストリップや、エンジン製造及び修理に関連する空隙充填摩耗性化合物が含まれる。

ロケットモーター

DP はロケットモーターの絶縁材料に使用される。OEM が購入する絶縁材料には難燃剤として含まれている。DP 含有絶縁材料は、製造プロセス中に加硫され、最終的な設計/形状を具現化する。絶縁材料のフィット、形状、機能は、ロケットモーターの実現可能性と性能にとって非常に重要である。

※2 令和6年7月19日の3省合同審議会資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2024_01_02_01.pdf

商業、防衛、宇宙プログラムでは、電気&電装部品（絶縁電線など）や構造部品（特定の種類の航空機など）などの特定の用途に使用されている。DP のその他の用途は本質的に機密事項だが、すべて製品の安全性と耐空性に不可欠である。

弊社は、関連サプライヤーと協力して DP の削除に大きく寄与してきたが、このような重要な用途の変更は実現までに長い時間がかかることが多く、従来の禁止措置で通常得られるよりもはるかに長い時間を要する作業がまだたくさんあることを認識している。航空宇宙製品の安全性と信頼性を確保するため、包括的な耐空性規制が何十年も前から世界中で施行されている。これらの耐空性規制においては、すべての材料とプロセスが厳しい安全要件を満たすようにするための体系的で厳格なフレームワークを整備する必要がある。これらの要件は、他の政府機関による独立した認証と承認の対象となる。航空、地上、海上防衛システム、および宇宙システムも、日本の防衛省 (MoD) などの他の政府機関による同様の厳格な認定要件の対象となる。

弊社は、適切な DP 代替品が現在不足していることを認識しており、防衛機器に於ける特定の断熱用途に DP の使用を免除するという現在のご提案に感謝しているが、商業用途、特に民間航空会社で何十年も使用されている航空機エンジンなどの A&D 製品の保守および修理業務（例：日本に於ける航空会社様など）についてもほぼ同じ事が当てはまる。ストックホルム条約に基づく現状における DP 採用事項特例免除は、A&D 業界のこのより広い範囲を考慮して合意された。このような免除は、業界が材料システムにおける DP 代替品を認定し、産業化するための合理的な期間を与えると認識している。

このように航空宇宙産業に於ける DP 使用が広範囲である事を考慮して、ストックホルム条約において DP の現在の特例が合意された。このような

	<p>特例により、DP の存在によって歴史的に達成されてきたものと同じ性能基準を満足しながら、材料システムに於ける DP 代替品を認定し、産業化するための合理的な検討期間が業界に与えられてきた。したがって、現在ストックホルム条約に記載ある同じ特例事項を CSCL のクラス 1 指定に準拠して日本の DP 特例事項に採用することを検討していただくよう、謹んでお願い申し上げます。</p>	
10	<p>弊社は環境および安全への取り組みを全面的に支持しており、多くの用途で代替材料の認定を既に完了しておりますが、影響を受けるすべての製品ラインにこれらの変更を完全に統合するために、12 ヶ月間の追加移行期間を要請し、締切を 2026 年 6 月まで延長することをお願い申し上げます。</p> <p>弊社は、DP 規制の影響を受ける様々なフォトニクス製品を製造している。これらには、光通信およびネットワークインフラにとって重要な波長管理ソリューション、産業用、医療用、研究用に使用される高性能レーザー、通信ネットワークにおける光増幅のためのポンプレーザーが含まれる。これらは非常に複雑な製品であり、それぞれ数千点の部品で構成され、厳しい性能および信頼性基準を満たすよう設計されています。弊社の製品は、日本を含むグローバルな顧客によって、さらに大規模なシステムに統合され、最終的にエンドユーザーに届けられる。</p> <p>DP を含まない代替品への移行には、多数の製品ラインや部品における複雑な再認定プロセス、重要材料の調達リードタイムの延長、サプライチェーンを生産要件と整合させるための物流上の困難など、重大な課題が伴う。新しい部品の認定から基準に準拠した製品の生産および出荷までのプロセスには通常、12-18 ヶ月を要する。</p> <p>さらに、DP 規制は既存在庫に関する懸念が生じる。これには、弊社の在庫内にある DP を含む部品や製品だけでなく、すでに顧客のもとにある在庫</p>	<p>輸入禁止製品指定の施行日については、令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会における公開での審議（※ 1）や、令和 5 年 12 月 12 日から令和 6 年 1 月 10 日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から 6 月後としています。</p> <p>なお、「既存在庫（デクロランプラスを含む部品や製品）」の使用については、第一種特定化学物質が使用されている「製品」の使用であり、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>なお、化審法における製品の考え方は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 12 月 3 日）」（※ 2）の 1（4）をご確認ください。</p> <p>※ 1 令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p> <p>※ 2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 12 月 3 日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_h30120351_0.pdf</p>

	<p>も含まれる。生産および販売サイクルに統合する十分な時間がない場合、これらの在庫や製品は廃棄される必要があり、資源の不必要な浪費、下流サプライチェーンにおける重大な収益損失、そしてサプライチェーン計画の混乱を招く可能性がある。移行期間を延長することで、弊社およびお客様は既存の在庫を責任を持って管理し、新規制の円滑であり、持続可能な実施を確保することができる。</p> <p>加えて、移行期間の延長は、弊社の技術に依存する業界における供給中断のリスクを軽減するのにも役立つ。材料の再認定とサプライチェーン調整のタイムラインを整えることで、顧客の需要に応えると同時に、最高水準の品質と信頼性を確保することが可能になる。</p> <p>弊社は提案された規制の遵守を約束しており、移行期間を 2026 年 6 月まで延長することで、すべての関係者に利益をもたらす、より効果的で持続可能な実施が可能になると確信する。</p> <p>ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	
11	<p>当社は、航空機内装品の製造及び販売を行っており、大型旅客機の製造を手掛ける A 社の指定材料として、デクロランプラスを含有する米国の B 社が製造した接着剤を使用している。（当該接着剤は、当社が直接輸入しておらず、C 貿易会社にて輸入されたものを購入している。）</p> <p>当社は、当該接着剤の廃絶に向けて鋭意取り組んでいるが、A 社の認証プロセスおよび耐空性証明に向けた評価が当初計画から進行が遅れており、廃絶まで 2025 年 8 月頃までの期間を要する見込みである。</p> <p>また、現在運航中の航空旅客機にも当該接着剤が使用されており、これに伴う保守や修理作業においても必要となる。そのため、我が国の航空機運航に対するリスクが懸念される状況。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであって、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。</p> <p>その上で、第一種特定化学物質の使用については、他のものによる代替が困難で、かつ、当該第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被</p>

	<p>つきましては、ストックホルム条約において認められている航空宇宙の用途に関する適用除外を、シンガポールと同様に我が国でも認めていただくようお願い申し上げます。</p>	<p>害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを、例外的にエッセンシャルユースとして認めています。</p> <p>デクロンプラスのエッセンシャルユースの指定に当たっては、令和5年5月開催のストックホルム条約締約国会議においてデクロンプラスを廃絶対象とすることが決定されたことを受けて、令和5年11月17日の3省合同審議会における審議（※1）、令和5年12月12日から令和6年1月10日にかけてパブリックコメントにより意見募集、当該意見募集を踏まえた令和6年7月19日の3省合同審議会における審議（※2）など、様々な検討の末に、改正政令案に規定されている用途を指定することとされたものです。</p> <p>※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p> <p>※2 令和6年7月19日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2024_01_02_01.pdf</p>
12	<p>・ 該当箇所 政令第7条デクロンプラスが使用されている製品のうち、輸入禁止とする製品「電子機器及び電気機器の部品」</p> <p>・ 意見内容 デクロンプラスは、耐熱性および絶縁性に優れた材料であり、トランス部品やコイル部品に使用される絶縁テープに広く使われている。デクロンプラスを使用した製品の輸入禁止となる「電子機器及び電気機器の部品」には、トランス部品やコイル部品が該当すると考えられるが、これらの部品が組み込まれた電源機器や電源回路を有する産業機器などが規制</p>	<p>輸入禁止製品については、第一種特定化学物質が使用されているものが今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあることから、輸入の制限をすることが適当であるとして指定することとされたものです。</p> <p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※1）において、今後公表する予定です。</p>

<p>の対象となるかは明確に示されていない。トランス部品やコイル部品の製造メーカーは、デクロランプラスを含有しない絶縁テープへの代替を進めているが、末端製品である電源機器や産業機器においては、非含有部品に完全に置き換わるには今後さらに 1~2 年程度の時間を要するものと考えられる。したがって、デクロランプラスを含有する電子部品が組み込まれた電源機器や電源回路を有する産業機器が、上記「電子機器及び電気機器の部品」に含まれる場合は、輸入禁止の対象から外すか、対策品に切り替わるまでの猶予期間を設定すべきと考える。</p> <p>・理由 トランス部品やコイル部品に使用されている絶縁テープ（主に A 製作所製テープ）については、デクロランプラス非含有製品の開発は完了しているが、特に高電圧機器に使用されるトランスなどは、ユーザーの機器に合わせたカスタム設計部品が多く、部品メーカーはデクロランプラス対策品への変更における評価に時間を要している。すべての部品メーカーの対策完了宣言は、2024 年 11 月末現在も出されていない。また、特に高電圧機器に使用されるトランス製品は製造リードタイムが長いため、それらを使用する電源機器等のセットメーカーでは、多くの在庫や注文残を抱えており、実質的に 2025 年 2 月中にすべての機器を対策品に置き換えることは不可能な状況です。</p>	<p>また、輸入禁止製品指定の施行日については、令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会における公開での審議（※ 2）や、令和 5 年 12 月 12 日から令和 6 年 1 月 10 日までの期間において意見募集を行っていることなども踏まえ、改正政令の公布の日から 6 月後としています。</p> <p>※ 1 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p> <p>※ 2 令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>
<p>13 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）における UV-328 及びデクロランプラスの掲載されているリストについて： 現在弊社は世界において、UV-328 及びデクロランプラスが航空機の生産等に使用されていることを確認した。現時点においてのストックホルム条約に関する内容について、以下の情報を共有する。</p> <p>デクロランプラス：</p>	<p>御意見有り難うございます。今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

弊社は、生産システムにおいて、デクロランプラスの使用を確認した。
・航空宇宙、防衛用途の航空機の生産等において、使用される材料の中にデクロランプラスが含まれている。

上記のデクロランプラスの使用については、すでに、特別に適用除外が、デクロランプラスを掲載しているストックホルム条約附属書 A において設けられている。

UV-328 :

弊社は、生産システムにおいて、UV-328 の使用を確認した。
・航空機に搭載される LCD スクリーンおよびディスプレイのポーラライザーに使用されるトリアセチルセルロース (TAC) フィルム
・航空機の部品の生産等において使用される接着剤
・航空機の特定の部品のインストールに使用されるウェーターシールテープ

上記の TAC フィルムに包含される UV-328 の使用については、すでに、特別に適用除外が、UV-328 を掲載しているストックホルム条約附属書 A において設けられている。その他の航空宇宙用途の使用も、次回の締約国会議で審議される修正案において適用除外とされると思われる。

すでに代替案については検討中だが、航空機の生産等は参加企業の数も多く、また生産スケジュールも長期間にわたる。

以上